

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成21年9月4日

香川県収用委員会

1 起業者の名称

香川県及び小豆島町

2 事業の種類

二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 香川県小豆郡小豆島町神懸通字荒神地内

地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )	使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )	備考
	土地登記簿	現況	土地登記簿	実測			
甲2556 番1	畠	山林	700	広大地 のため 実測せ ず	33.90	3.29	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図の1162, 1181, CH K1, CHK2, CHK3及び1162の各点 を順次直線で結ぶ赤色の区域 (使用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のCHK3, CHK2, CH K1, CHS1, CHS2, CHS3及びCHK3の 各点を順次直線で結ぶ緑色の区 域

（「添付実測平面図」は、省略し、香川県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

土地登記名義人亡笠松元康（土地登記簿上の住所 香川県小豆郡内海町神懸通甲1748番地2）法定相続人

笠松 祝江 香川県小豆郡小豆島町神懸通甲1748番地2（法定相続分2分の1）

笠松 俊平 神奈川県横浜市栄区笠間三丁目29番F-508号（法定相続分6分の1）

笠松 正則 栃木県下野市緑一丁目8番地6（法定相続分6分の1）

笠松 隆 香川県小豆郡小豆島町神懸通甲1番地1（法定相続分6分の1）

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

不明

6 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した日

平成21年8月31日